

東京都公報

<p>「団体別採用力スパイラルアップ事業」及び「団体課題別人材力支援事業」 合同企業説明会における集客方法についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象事業・受託事業者 <ul style="list-style-type: none"> a 「団体別採用力スパイラルアップ事業（二次支援）業務委託」 平成30年度委託：委託先10団体のうち5団体が実施した合同企業説明会 <p>※ 令和元年度委託については、10団体選定（1団体辞退）、調査及び支援事業計画の作成後、令和2年1月下旬から支援開始</p> <ul style="list-style-type: none"> b 「団体課題別人材力支援事業」 <p>平成28年度委託：委託先10団体のうち9団体が実施した合同企業説明会</p> <p>平成29年度委託：委託先10団体のうち7団体が実施した合同企業説明会</p> <p>※ 詳細は別表「団体別合同企業説明会実施状況一覧」のとおり</p> <p>(ウ) 調査状況（令和元年実施）</p> <p>平成30年度「団体別採用力スパイラルアップ事業（二次支援）」業務委託事業実施状況の調査</p>
<p>① 9/3通知、9/10報告書受理</p> <p>【対象】令和元年8月末日までに合同企業説明会を実施した3事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業コンソーシアム（1回） <p>平成31年4月28日開催 「バス会社合同説明会＆バス運転体験」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム（1回） 令和元年7月18日開催 「ホテルde就活」 令和元年8月3日開催 「管工事業界・手に職フェア」 <p>【調査内容】合同企業説明会の運営方法（開催、広報、集客等）、実施結果、経費について、書面で報告を求める。</p> <p>② 9/10通知、9/12ヒアリング調査の実施（第1回）、9/18付 報告書受領</p>

<p>【対象】①の報告において参加者の集客を外部に依頼していた事業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム（1回） ・東京都管工事工業協同組合コンソーシアム（1回） <p>【調査内容】合同企業説明会運営方法、集客の方法、外部依頼内容等についてヒアリング実施。委託内容、再委託先における集客方法等詳細について報告書の提出を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客実施方法は、就活メディア登録者にLINEで案内 ・アルバイト社員が就活中にコンタクトした人に対し、対面及び電話等にて合説を案内 <p>③ 9/24通知、9/25ヒアリング調査の実施（第2回）、9/30付 報告書受領</p> <p>【対象】上記②と同様</p> <p>【調査内容】再委託内容、実施方法等の詳細についてヒアリングを実施。回答内容を含め書面で報告するよう求めれる。</p> <p>集客するに当たって合同企業説明会の参加者に対しても現金・金券類の提供をしていないことを再委託先に確認したことを書面で報告</p> <p>④ 10/4付 マンパワーグループ㈱から「平成30年度団体別採用力スパイラルアップ事業合同企業説明会の集客に関する経緯報告書」が提出、10/7受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先が雇用するアルバイト社員を通じて、参加者に金銭の提供があった事が判明した。 <p>⑤ 10/11付 マンパワーグループ㈱から「平成30年度団体別採用力スパイラルアップ事業合同企業説明会の集客に関する経緯報告書（中間報告）が提出、10/15受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭を提供した人数、支給金額等の詳細が判明 <p>【団体課題別人材力支援事業】業務委託における合同企業説明会の集客方法の調査</p> <p>① 10/4付 マンパワーグループ㈱から「平成30年度団体別採用力スパイラルアップ事業合同企業説明会の集客に関する経緯報告書」が提出、10/7受領</p> <p>※ 「団体課題別人材力支援事業」についても報告あり</p>

・ 平成28年度団体課題別人材力支援事業の東京都トラック協会、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合においても提供していた事実が判明しました。提供人数、金額等の詳細を調査し報告を求める。
<p>② 10/1付 マンパワーグループ㈱から「平成30年度団体別採用力アップ事業合同企業説明会の集客に関する経緯報告書（中間報告）が提出、10/15受領 ※「団体課題別人材力支援事業」についても報告あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度団体課題別人材力支援事業についても引き続き調査し別途報告する。 <p>③ 10/11付集客方法調査(依頼)、10/18報告受理</p> <p>【対象】マンパワーグループ㈱がコンソーシアム構成員となっていない11団体が実施した合同企業説明会</p> <p>【調査結果】11団体から回答があり、集客サービス等を活用しているケースはなく、金品等の提供は見られない。</p> <p>④ 12/20付マンパワーグループ㈱から「最終報告書」「調査報告書※」が提出、12/20受理</p> <p>※平成28年度及び平成29年度「団体課題別人材力支援事業」における調査結果報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンパワーグループ㈱がコンソーシアム構成員として実施した合同企業説明会において、平成28年度委託の東京都トラック協会、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合の2団体で実施した合同企業説明会について集客を再委託し、再委託先が参加者に金錢を提供していた。 <p>(エ) 調査結果</p> <p>a 「団体別採用力アップ事業（二次支援）業務委託」</p> <p>下記2団体において、合同企業説明会を実施するに当たり、参加者に対仕様書で禁止する現金支給を行っていた。集客等を再委託した事業者が、アルバイト社員から参加者に提供していた。</p> <p>(a) 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム 令和元年7月18日開催「ホテル de 就活」（参加人数：17名） 支給総金額：41,000円 支給人数：10名（一人当たり2,000円～5,000円）</p> <p>(b) 東京都管工事工業協同組合コンソーシアム</p>

令和元年8月3日開催「管工事業界・手に職フェア」（参加人数：43名）
支給総金額：207,000円 支給人数：37名（一人当たり4,000円～10,000円）

※仕様書抜粋

仕様書「6 委託業務の内容」「(6) 事業実施における金品等の配布について」受託者は、合同企業説明会等の事業を実施するに当たって、本事業経費で参加者等に食事、酒、現金・金券類等の提供をしてはならない。なお、ノベルティグッズ等を配布する場合は、事前に委託者の了解を取ること。

(c) その他の3団体の実施状況

平成30年度に委託した10団体において、合同企業説明会を実施した団体は5団体で、9月以降に実施した3団体9回については、事前事後に集客方法について報告を求めるとともに財団担当者が観察し、金品の提供がないことを確認している。

b 「団体課題別人材力支援事業」業務委託

平成28～29年度委託分でマンパワーグループ㈱が構成員として含まれていた団体について調査を実施したところ、下記2団体について、集客の再委託先のアルバイト社員が参加者に対し現金支給を行っていた。

(a) 東京都 トラック協会コンソーシアム

平成29年7月27日、9月21日、10月17日、11月26日開催
4件（参加人数：73名）

再委託先による集客の参加人数は52人だが、当時のアルバイト社員とコンタクトすることができず、参加者への提供金額、人数の詳細は確認できなかった。

(b) 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム

平成29年7月9日、11月7日、11月23日、12月3日、
平成30年2月16日開催 5件（参加人数：88人）

再委託先による集客の参加人数は64人だが、当時のアルバイト社員とコンタクトすることができず、参加者への提供金額、人数等の詳細は確認できなかった。

(c) 東京グラフィックサービス工業会コンソーシアムについて

「東京グラフィックサービス工業会コンソーシアム」については、再委託

先より提出された資料から、再委託先の代表取締役が講師を務める大学の受講生に直接集客を行ったという報告を受けた。あわせて、参加を呼び掛けたLINE画面の写しについて提供を受けている。

c マンパワーグループ㈱を構成員としない11団体について
マンパワーグループ㈱を構成員としない11団体で実施した合同企業説明会について各団体に集客方法の調査を依頼し実施した結果、金品の提供は行っていないことを確認した。

力 調査結果を踏まえた対応について

(ア) 平成30年度「団体別採用力スパイラルアップ事業」業務委託における契約違反について

(対象団体)

東京都管工事工業協同組合コンソーシアム

- ・ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム
- ・ 合同企業説明会委託経費約180万円を不支給とする。
- ・ 合同企業説明会全体が適切に実施されたとはいえない状況にあるため、合同企業説明会の経費全体を不支給の範囲とする(約180万円)。
- ・ 再発防止策が示されたこと、その他の事業については違反無く適切に履行していることから契約解除は行わない。本事業で、合同企業説明会の他にセミナー・や採用・人事制度に関するコンサルティングも行われている。契約解除等により、違反が認められない部分まで実施をやめてしまうと、実施中の支援を中断することとなり、中小企業の人材確保支援という目的を達成できない。
- ・ 令和2年度に、当財団が新たに契約する案件については、マンパワーグループ㈱を契約の相手方から除外する。

- ・ ただし、本事業は2か年に渡って計画的かつ連続して実施される事業であり、途中の事業者交替は事業への影響が甚大と考えられるため、令和元年度に開始した事業については、マンパワーグループ㈱に引き続き対応させる。

東京都トラック協会コンソーシアム

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム

・ 合同企業説明会委託経費約700万円について自主返還を受ける。

・ 平成28年度の委託契約書仕様書に金品の提供を禁止する規定がないが、マンパワーグループ㈱及び団体が協議の結果、不適切な行為があつたとしマソパワーグループ㈱から合同企業説明会委託金額全額が自主的に返還されることになった。財団はこれを受け入れた。

キ 補足(業界団体に対する人材確保支援について)

「団体別採用力スパイラルアップ事業」については、令和元年度の新規採択をもって事業終了となっている。令和2年度からは、スキームを改め、各業界団体が自主的に行う取組に対しても補助するなど「業界別人材確保支援事業」を新たに開始している。

以上のとおり、契約違反等に係る調査は適切に実施されており、不支給額等の金額も妥当である。また、財団への出えん及び管理についても特段の問題はない。

回答3 (1) 平成30年度採択団体のうち不支給があった2団体

ア 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム

(構成員：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合及びマンパワーグループ㈱)

ループ㈱)

委託料全体：49,949,240円

(内訳)

項目（分類）	金額
調査・分析	※円
支援先企業の選定	※円
計画書等の策定・支援実施	※円
(一次支援(平成30年度)合計 管理費10% 消費税8%)	※円
働き方改革コンサルティング・セミナー	※円
合同企業説明会	※円
業界内への波及啓発	※円
(二次支援(令和元年度)合計 管理費10% 消費税10%)	※円
委託料合計(一次支援合計+二次支援合計)	49,949,240円

※は法人の事業活動情報等に当たるため非公表

不支給額：上記内訳の合同企業説明会金額のうち、令和元年7月

18日実施合同企業説明会の経費全体(※)

イ 東京都管工事工業協同組合コンソーシアム

(構成員：東京都管工事工業協同組合及びマンパワーグループ㈱)

委託料全体：49,822,410円

(内訳)

項目（分類）	金額
調査・分析	※円
支援先企業の選定	※円
計画書等の策定・支援実施	※円
(一次支援(平成30年度)合計 管理費10% 消費税8%)	※円
働き方改革コンサルティング・セミナー	※円
合同企業説明会	※円
業界内への波及啓発	※円
(二次支援(令和元年度)合計 管理費10% 消費税10%)	※円
委託料合計(一次支援合計+二次支援合計)	49,822,410円

※は法人の事業活動情報等に当たるため非公表
不支給額：上記内訳の合同企業説明会金額のうち、令和元年8月3日実施合同企業説明会の経費全体(※)

(2) 平成28年度採択団体のうち自主返還があった2団体

ア 東京都トラック協会コンソーシアム

(構成員：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合及びマンパワーグループ(株))

委託料全体：99,991,584円

(内訳)

項目(分類)	金額
業界内への事業周知及び支援先企業の開拓・選定	※円
採用支援コンサルティング・研修	※円
合同会社説明会・仕事体験会	※円
育成・定着・雇用環境整備	※円
業界内への波及・啓発	※円
事業実施に係るコンサルティング	※円
委託料合計(管理費10% 消費税8%)	99,991,584円

※は法人の事業活動情報等に当たるため非公表

不支給額：平成29年7月27日、9月21日、10月17日、

11月26日実施(4回)の合同企業説明会・仕事

体验会委託金額全額

イ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム
(構成員：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合及びマンパワーグループ(株))

委託料全体：99,934,560円

(内訳)

項目(分類)	金額
業界内への事業周知及び支援先企業の開拓・選定	※円
採用支援コンサルティング・研修	※円
職場見学付き合同会社説明会	※円
育成・定着・雇用環境整備	※円
業界内への波及・啓発	※円
事業実施に係るコンサルティング	※円
委託料合計(管理費10% 消費税8%)	99,934,560円

※は法人の事業活動情報等に当たるため非公表

不支給額：平成29年7月9日、11月7日、11月23日、

12月3日、平成30年2月16日実施(5回)の

合同企業説明会委託金額全額

3 關係人調査

東京しごと財団に対して関係人調査を行い、以下の回答を得た。

質問1 両事業で実施した合同企業説明会の集客方法について貴財団が実施した調査において、マンパワーグループ㈱から貴財団に報告された内容に係る貴財団の検証及び確認の方法・過程について

回答1 マンパワーグループ㈱に対して、社内調査を求め、提出を受けた調査報告書とともに、事業関係を確認した。具体的には、平成30年度委託事業(令和元年度実施)のホテル旅館組合及び管工事組合並びに平成28年度委託事業のホテル組合及びトラック協会の金銭提供の内容は、マンパワーグループ㈱からヒアリングを行った上で、提出された調査報告書と月次報告書などを照合し確認した。

東京都在公署

質問2 平成30年度「団体別採用力スパイラルアップ事業」において、財団とコソーシアムとの委託契約における仕様書の中に、事業実施における金品等の提供を禁止する規定を設けた理由について

回答2 公金を使って実施する合同企業説明会において金品等を提供することで集客してはならないことは、禁止規定を定めるまでもなく当然のことと認識していたが、事業開始後、受託団体から金品の提供の可否についての問合せがあつたことを契機として、平成29年度（「団体課題別人材力支援事業」）から仕様書に明記することとした。

質問3 再発防止に向けた取組内容について（業界別人材確保支援事業を含む）

回答3 今後このような行為が行われないよう、現在事業を委託している各団体及び構成員のサポート企業に対して本案件を周知し、契約事項の再確認や適正な業務執行に対する注意喚起を行うなど、コンプライアンスの徹底を図るとともに、受託者の業務執行の状況を綿密にチェックしていくなど、再発防止に向けた対応に努めている。

なお、今年度開始した業界別人材確保支援事業についても、委託業者に対して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、事業執行状況の確認を適切に行い、再発防止に努めている。

4 判断

本件請求において請求人は、都及び財団が実施する中小企業の人材確保支援事業において、財団が委託した事業者から再委託を受けた事業者に契約違反行為があり、当該違反行為は常態化し明白な詐欺行為であるにもかかわらず、これに係る都及び財団の調査と対応は不徹底で、都税が不法行為を行なう業者に支払われ、本来の事業目的が毀損されているなどとして、再調査の上、委託費用の全額返還と業務委託の見直しなどの措置を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 本件事業について

本件事業は、都が、人材確保等に課題を抱えている業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、採用や育成・定着・雇用環境整備に関する支援を行うため、

団体課題別人材力支援事業実施要綱及び団体別採用力スパイラルアップ事業実施要綱を定め、本件事業に必要な資金を、財団が創設する基金に出えんし、財団はこの基金を原資として支援事業を実施するものである。都と財団は、出えん契約を締結し、財団は都の出えん金により基金を造成の上、当該基金から経費を繰り出し、本件事業を実施する。都是財団から事業の実施状況及び基金の收支状況の報告を受けこれを審査し、財団の行う基金の管理又は本件事業の実施状況等が本契約に違反すると認めたときは、契約の全部又は一部を取り消すことができ、都が契約を取り消した場合、財団は速やかに当該取消しに係る出えん金を都に返還しなければならないものとされている。また、事業終了時に基金に残金があるときは、財団は都に返還しなければならないものとされている。

(2) 本件請求における監査対象について

本件請求は、請求の対象執行機関として「産業労働局及び（公財）東京しごと財団」との記載があることから、本件事業に係る財団から委託事業者への委託料支出の適否を問い合わせ、委託費用の全額返還等の措置を求めているものと解される。

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、都の財務会計上の行為をその対象とするものである。本件事業は都の出えん金により造成された財団の基金から経費を繰り出して行なうところ、都と財団は峻別された財産と独立した事業経営による別個の法人格であり、本件事業の原資が都の出えん金であるからといって基金それ自体が公金になるというものではなく、当該基金から経費を繰り出して行なわれる財団の受託事業者への支出行為は、住民監査請求の要件である地方自治法第242条第1項の公金の支出には当たらない（平成24年9月24日新潟地方裁判所判決判旨）。よって、本件請求において、財団の委託料の支出それを自体を監査請求の対象とすることはできない（平成3年11月28日最高裁判所判決）。

しかしながら、請求人は、合同企業説明会の集客方法に不正があり、本件事業の目的が毀損されているなどとして、再調査の上、委託費用の全額返還等を求めており、出えん目的の実現に重きを置けば、本件請求については、都から財団への公金支出（出えん）を原資とする財団の基金運用の適否を問うことで、実質的に都の公有財産（出えん金）の管理を怠る事實を監査請求の対象とするものと解する途が残されていることから、都の財団への出えん金の管理が、出えん目的に適合するよう適正に行なっていたかどうかについて監査を実施した。

(3) マンパワーグループ㈱が構成員となっている団体の事業において金品を提供し集客を図っていた事例があるとの請求人の主張について

請求人が掲示する監査対象局と財團の報道発表「団体別採用力スパイラルアップ事業の受託者における契約違反について」(令和元年10月18日付)及び「団体別採用力スパイラルアップ事業に係る調査結果について」(令和元年12月25日付)（以下これらを「本件報道発表」という。）によれば、マンパワーグループ㈱が開催する各コンソーシアムが行った合計11回の合同企業説明会において金品を提供し集客を図っていたとされているが、これらの事実を監査対象局が認めるに至ったとする資料（「団体別採用力スパイラルアップ事業」及び「団体課題別人材力支援事業」）に係る合同企業説明会について（報告）（令和元年12月23日付財團理事長名発信都知事宛て）を監査対象局からの説明及び関係人調査の過程で見分したところ、マンパワーグループ㈱は、財團に対して採用を目的とした合同企業説明会を支援策として企画提案したにもかかわらず、実際には集客の苦戦が顕在化し、再委託先による金品の提供による集客を禁止しなかったことが認められた。

このことから、東京都管工事工業協同組合（平成30年度採択団体）、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（平成30年度採択団体）、東京都トラック協会（平成28年度採択団体）及び東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（平成28年度採択団体）に係る合同企業説明会において、金品を提供し集客を図る誘因があつたことが窺える。

この点、請求人は「内部通報者の情報によると東京グラフィック工業会の事業」でも、集客に当たり金品の提供をしたという不正があつたとの主張をしている。請求人が主張する事業とは平成30年10月6日に東京グラフィック工業会コソシアムが実施した東グラフェスタ（業界PRイベント・業界内企業合同説明会）をいうものと解されるが、財團が東京グラフィックサービス工業会コンソーシアムから平成30年11月9日に收受した事業進捗状況報告書によれば、同コンソーシアムでは大学・専門学校巡回訪問及びPR活動として都内延べ75校を訪問し、東グラフェスタについて案内した旨の記載が認められる。加えて、関係人調査によれば、平成30年9月20日、マンパワーグループ㈱から集客業務を再委託された事業者の代表者が、自身が講師を務める大学の学生に対して、LINEにより東グラフェスタの開催を案内したことについて、多數の自発的参加があり、当日の全体の参加者82名のうち、当該大学の学生からの参加が

約7割を占めるに至ったほか、同コンソーシアムがPR活動をした大学・専門学校の学生からの参加も多数あり、PR活動の成果が表れているとみることができることであった。また、関係人調査の過程で、当該講師が学生へ配信したLINE画面のメッセージには金品等の提供を纏わせる形跡はないことを確認した。

当時、同コンソーシアムによるこれらの集客活動によって、集客予定者数を確保できる見込みがあったとすれば、同コンソーシアムが積極的に金品による集客をする必要はなかつたと思われ、都及び財團が金品による集客はなかつたとするマンパワーグループ㈱の報告を適正なものとして認めたことに特段不合理・不自然な点はない。

なお、令和2年11月17日、請求人により請求人とマンパワーグループ㈱担当者と思われる人物との会話の録音及び反訳が、証拠として追加提出され、請求人と当該担当者が合同説明会での「サクナ」を指摘し話題にしていることは認められるが、「40人」「管」「3日」などの会話内容からすると、本証拠により「サクナ」を指摘する合同説明会は、令和元年8月3日開催の「管工事業界・手に職フェア」（参加人数43名）のことを指すものと推認できるが、上記東グラフェスタで金品を提供し集客を行っていたという請求人の主張を裏付けるものとは認められない。

また、本件事業についてマンパワーグループ㈱がコンソーシアムの構成員として関与していた残り2つの事業では、集客業務に係る再委託は行わっておらず、このうち、東京都管工事工業協同組合による合同企業説明会（「管工事業を知ろう！就職フェア」平成28年度採択団体東京都管工事人材力支援事業コンソーシアムによるもの）に際しては、集客に当たり再委託を行わず、管工事業経験者の芸能人によるトークイベントを企画するなど集客のための工夫をしていることがPRチラシから認められ、金品等の提供による集客活動は確認できなかつた。また、保育園フェア（平成29年度採択団体東京都民間保育園協会コンソーシアムによる合同企業説明会）に際しては、事前に144校の専門学校等の巡回PRをしたことが財團に報告された事業進捗状況報告書により確認でき、参加者1,223名のうち、当該巡回校の学生からの参加が8割以上を占めることを関係人調査の過程で確認できたことから、金品の提供による集客の必要性は乏しかったことを窺うことができる。

(4) 都及び財團が実施した調査について受託事業者（マンパワーグループ㈱）から

東京都在公報

財団に報告された内容に係る検証及び確認の方法・過程について（不徹底だったと言えるか）

都及び財団が実施した調査は、基本的にマンパワーグループ㈱からの聞き取りと同社の幹部及び社外弁護士から成る社内調査委員会がまとめた約2か月間の事実調査及び原因究明の報告書に基ついて行い、金品の提供による集客の有無を判定した。

前記「2 調査対象局からの説明」及び「3 関係人調査」の過程で確認した限り、マンパワーグループ㈱からの報告内容が、月次報告など他の関連資料との齟齬がないこと、調査の経過及び事実判明の過程が具体的に記載されていること、原因分析及び再発防止策がいずれも適切に講じられていることなどを鑑みれば、マンパワーグループ㈱の報告書は網羅性及び信ぴょう性の点において問題はないものと認められ、都及び財団において同報告を適正なものと認め、これを是として首肯するに足る相当程度の客観的合理性はあったと認められる。

(5) 不支給及び自主返還の金額が過小であるとの請求人の主張について

本件請求については、財団による委託料の支出行為自体を監査の対象とすることはできないが、本件報道発表に記載の不支給及び自主返還の金額が過小であるとの請求人の主張を踏まえ、監査対象局からの説明及び関係人調査の過程で確認したところ、本件に係る不支給及び自主返還の措置が講じられた金額は、参加者への金銭の提供が行われていた各々の「合同企業説明会」開催の経費全体であり、集客支援業務の経費はその内訳として包含されていることを確認した。また、委託料全体はコンソーシアムにおける様々な支援業務の経費で構成されるが、参加者への金銭提供による誘因が生じ得る業務は、合同企業説明会の集客支援業務のみと判じられ、他の支援業務は支援先企業を対象とした業務であるため、参加者への金銭提供による誘因は生じないものと認められる。よって、不支給及び自主返還の対象範囲を合同企業説明会の経費に特定したことに特段の不合理はないと思われる。

(6) 都は出えん契約を取り消し不当利得の返還請求をするべきであったかについて

出えん契約書によれば、財団の行う基金の管理又は本事業の実施状況等が本契約に違反すると認めたときは、都は契約の全部又は一部を取り消すことができると定められており、本件出えん契約が取り消された場合、出えん金が既に支払わ

れている場合は、財団は速やかに当該取消しに係る出えん金を都に返還しなければならないものとされている。本件契約書に則せば、本件出えん金の返還請求権が具体的に発生するためには、本件出えん契約が取り消されていることが必要と解される。

一方で、少なくとも、一旦出えん目的の当否の判断が適切に行われ、出えん契約が有効に成立していることを前提とすれば、出えん後に諸般の事情から取消し事由足り得る何らかの後発的事象が生じたとしても、それにより当該出えん契約が直ちに取り消されるべきものとなるわけではなく、当該契約を取り消すか否かは、当該後発事象の性質、内容、経緯、取消し後の影響、是正の見込み等を総合考慮の上、本件出えん契約の趣旨、目的及び公益上の観点に照らして個別実質的に判断する行政上の裁量と解される（平成30年4月20日盛岡地方裁判所判決判旨）。

本件は、都が財団に対して出えん契約の取消権を行使した事実はなく、都から財団への返還請求権が発生していた状況はない。また、本件事業において財団の受託事業者による契約違反行為等があったものの、都及び財団において速やかに調査が実施され、前記「4 判断（3）（4）（5）」等の状況に鑑みれば、都が出えん契約を取り消さなかったことについて、行政上の裁量を超えていたというような財務会計法規上の著しい不合理があつたとはいえない。

5 結論

(1) 結論

前記「4 判断」より、都の財団への出えん金の管理に係る財産管理の態様において、出えん目的の実現の觀点からは、財務法規上及び実質的事業者としての行政施策上の格別の義務違反や怠る事実は認められない。

よって、都及び財団が実施する中小企業の人材確保支援事業において、財団が委託した事業者に契約違反行為があり、当該違反行為は常態化し明白な詐欺行為であるにもかかわらず、これに係る都及び財団の調査と対応は不徹底で、都税が不法行為を行う業者に支払われ、本来の事業目的が毀損されているとする請求人の主張には、理由がない。

(2) 意見

今般の監査では、監査対象局及び財団が令和元年12月25日に報道発表した

とおり、「団体別採用力スパイラルアップ事業」及び「団体課題別人材力支援事業」に係るマンパワーグループ㈱が関与する特定のコンソーシアムが実施した合同企業説明会の集客に際し、参加者に金銭の提供が行われていたことが認められた。

監査対象局からの説明及び関係人調査の過程で確認した限りにおいて、本件に係る都の対応には特段の誤りはなかったものの、契約違反等の不適切な行為が認められた本件事業では、事業開始後、受託団体から金品の提供の可否についての問合せがあったことを契機として、平成29年度から本事業の経費を使った参加者への金品提供の禁止を契約書(仕様書)に規定していることから、財団において少なくとも当該リスクの存在について認識をしていたものと認められる。

一方、本件事業は、形式上の実施主体は財団であるが、まず、都が事業実施要綱を策定し、都と財団が出えん契約を締結した上で、財団が事業実施要領を策定し実施していることに鑑みれば、都は、単に出えん金の財務会計法規上の管理の域にとどまらず、財団への指導監督を通じ出えん金を原資とする財団事業の運営に適切に関わることが要請される。「平成30-31年度団体別採用力スパイラルアップ事業取組好事例集」(令和2年8月、財団発行)によれば、冒頭に「(公財)東京しごと財団」は東京都と連携し、都の重要施策である「働き方改革」と「女性の活躍推進」の視点に立ち、業界団体を通じて企業の人材確保を支援する目的で事業を実施してきたとしており、本件事業は、都と政策連携団体である財団が一体として行う中小企業の人材確保支援を目的とする広義の都施策といえる。都は、今後、本件事業の創設の原点及び志を忘れずに、出えんの目的がくまなく貫徹され、都民の信頼に応えられるよう、引き続き、一層の適切な関与をされたい。

資料 (東京都職員指置請求書等)

- 1. 請求の要旨
- 誰が(請求の対象執行機関)
産業労働局 及び(公財)東京しごと財団
- いつ、どのような財務会計行為を行っているか
 - (1) 令和元年10月18日付け「団体別採用力スパイラルアップ事業の受託者における契約違反について」によると、契約違反の内容等「令和元年7月18日に開催された東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム主催の「ホテル de 就活」、同年8月3日に開催された東京都管工事工業協同組合コンソーシアム主催の「管工事業界・手に職フェア」(いずれも合同企業説明会)において、両事業とともにマンパワーグループ㈱から再委託を受けた事業者が、金銭を提供して学生を集客していた」として、委託費用約180万円を不支給とした。
 - (2) 令和元年12月25日付け「団体別採用力スパイラルアップ事業に係る調査結果について」によると、「調査の結果、マンパワーグループ㈱が関与する以下の団体において、新たに、学生に金品を提供し集客を図っていた事例が判明した。
<金品を提供していた事例>
 - 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム(平成28年度契約分)5件(構成員:東京都ホテル旅館生活衛生同業組合及びマンパワーグループ㈱)
 - 東京都トラック協会コンソーシアム(平成28年度契約分)4件(構成員:東京都トラック協会及びマンパワーグループ㈱)として、「マンパワーグループ㈱から、上記9件の事例に係る合同企業説明会に要した費用約700万円について、返納したい旨の申出があり、東京しごと財団は、当該申出を受けることとした。
- その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
 - (1) 契約違反の調査が不徹底であり、不支給額および返納額が過小である。
内部通報者の情報によると、東京グラフィック工業会の事業でも同様の金品を提供し集客を図っていた事例がある。
 - (2) この違反行為は常態化しており、明白な詐欺行為である。
その結果どのような損害が都に生じているのか、
都民の税金が契約違反、および不法行為を行う業者に支払われ、本来の雇用促進事

業を毀損し、都民の生活と福祉が後退した。

● どのような措置を請求するのか

- (1) 再調査し、委託費用の全額返還させる。
- (2) 詐欺行為であり、刑事告発し、損害を賠償させる。
- (3) 業務委託を見直し、都の直営事業とする。

(原文のまま掲載)

事実証明書

- (1) 報道発表資料「団体別採用力 スパイラルアップ事業の受託者における契約違反について」(2019年10月18日 産業労働局、(公財)東京しごと財團)
- (2) 「弊社受託業務における契約違反に関するお詫びとお知らせについて」(2019年10月18日 マンパワーグループ株式会社広報室)
- (3) 「団体別採用力スパイラルアップ事業に係る調査結果について」(令和元年12月25日 産業労働局 (公財)東京しごと財團)
- (4) 「マンパワーサービスの内部告発『東京都の外郭団体委託の企業説明会で、サクラの学生』(ハーバー・ビジネス・オンライン2019/11/04 08:33 文・写真/寺澤有)
- (5) 「上申書」(2018年11月22日)(請求人がマンパワーグループ㈱宛に提出したもの)の写し
- (6) 「見解書」(上申書に記載した内容の補足として請求人がマンパワーグループ㈱宛に提出したもの)の写し
- (7) デイリースト「就職説明会に参加のサクラ学生に「東京都民の税金」でギャラ払いの愚」(国内 社会 週刊新潮2019年10月31日号掲載)
- (8) 保有個人情報一部開示決定通知書(2総ココ第330号 令和2年10月23日)
(公益通報弁護士窓口受信メール・送信メール)の写し
- (9) 平成30・31年度 団体別採用力スパイラルアップ事業取組好事例集」(令和2年8月) (公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課)
- (10) 朝日新聞記事「サクラ就活生に「3時間弱で5千円」バイト感覚「ホント興味なかつたわ!」

- (11) 公益財団法人東京しごと財団 経営改革プラン改訂版(2020年度)
- (12) 請求人とマンパワーグループ㈱担当者と思われる人物の会話の録音及び反証

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一
一
一
代
郵便番号 163-8001定価本号
一箇月
(郵送料を含む。)
六、六〇〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの